

JIS

コミュニケーション支援用 絵記号デザイン原則

JIS T 0103 : 2005

(JSA)

平成 17 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 繁	国立身体障害者リハビリテーションセンター
(委員)	青木 和夫	日本大学 (日本人間工学会)
	赤居 正美	社団法人日本リハビリテーション医学会 (国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所)
	安達 玄	日本福祉用具・生活支援用具協会
	天野 正喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター
	太田 修平	日本障害者協議会
	加藤 俊和	社会福祉法人日本ライトハウス
	川澄 正史	日本生活支援工学会
	佐川 賢	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐藤 正之	財団法人自転車産業振興協会
	末田 統	徳島大学
	田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田中 繁	国際医療福祉大学
	田中 雅子	社団法人日本介護福祉士会 (富山県立流杉老人ホーム)
	服部 薫	社団法人人間生活工学研究センター
	古川 哲夫	財団法人日本消費者協会
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	益田 美知子	日本生活協同組合連合会
	村尾 俊明	財団法人テクノエイド協会
	森本 正治	岡山理科大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.4.20

官 報 公 示：平成 17.4.20

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 山内 繁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS T 0103 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (規定) 絵記号原形の作図—基本パターン

附属書 2 (参考) 絵記号の分類方法

附属書 3 (参考) 絵記号集

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 絵記号の基本形.....	1
3. 絵記号の作図原則.....	3
附属書 1 (規定) 絵記号原形の作図－基本パターン.....	7
附属書 2 (参考) 絵記号の分類方法.....	8
附属書 3 (参考) 絵記号集.....	9
解 説.....	38

コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則

Design principles of pictorial symbols for communication support

序文 言葉（文字と話し言葉と）による人とのコミュニケーションが困難な高齢者、障害のある人などにとって、自分の意思及び要求を相手に的確に伝え得ることは生活の自立及び社会参加にとって不可欠である。その伝達能力の向上及びコミュニケーションを支援する目的をもって視覚的表現としての絵記号が我が国を含め世界各国で使用されてきている。絵記号のコミュニケーション手段としての可能性は高く、日常生活におけるコミュニケーションのバリアを取り除くものとして期待できる。絵記号については、描きやすいこと、伝えたい内容が理解されやすいこと並びに地域及び／又は文化の背景を超えて世界に共通するものが望まれている。

1. 適用範囲 この規格は、話し言葉及び文字表現によるコミュニケーションが困難な高齢者、障害のある人などが、絵記号を利用して自分の意思及び要求を相手に的確に伝え、正しく理解されることを支援するために必要とされる基本的な絵記号⁽¹⁾及びそれらの作図方法について規定する。

注⁽¹⁾ 絵記号は視覚的表現の一つとして、具象的なシンボルと抽象的なシンボルとによって成り立っている。単数で用いるよりは複数の組合せで言葉のようにつづりとして用いることが多く、説明的又は写実絵画的表現が特徴となっている。これは、図記号が造形の単純化を極める一つのシンボルで完結した意味を伝えようとすることと対比される。

備考 附属書 1 の作図方法に従って作図し、附属書 2 に従って分類した絵記号例を、附属書 3 に示す。

2. 絵記号の基本形 絵記号の基本形状は、次による。

a) 面図形又は線によって表現した二次元具象形（参考絵記号 図 1 及び図 2）。

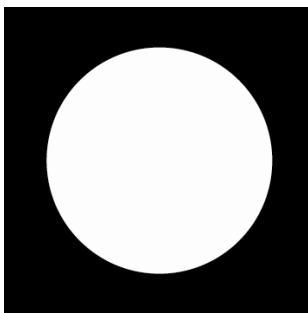


図 1 丸（面図形）

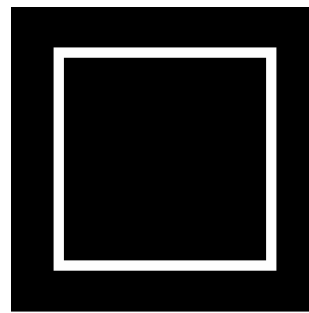


図 2 四角（長方形）（線画）

b) 正面、真横又は斜めから、面としてとらえ、射影図として表現した三次元具象物（参考絵記号 図 3 及び図 4）。